

米粉・米粉等加工品の表示に関するQ&A
(第二弾)

- 問1 米粉の名称欄の表示について
問2 原材料名欄への米粉の表示について
問3 米粉の原料米の原産地表示について
問4 原材料名欄への米粉加工品の表示について
問5 複合原材料の原材料の表示について
問6 小麦由来のグルテン等を使用しているプレミックス類の米粉加工品の「米粉100%」との表示について
問7 「米粉〇〇」、「米粉入り〇〇」の表示について

問1 米粉の名称欄の表示について

- 1 食品表示基準に基づく一括表示部分における名称の表示は、その内容を表す一般的な名称で表示することとなっています。
- 2 したがって、商品名が「ライスパウダー」などの場合には、一般的にはまだ馴染みが薄いと考えられることから、名称欄には「米粉」と表示することが望ましいと考えます。
- 3 なお、一般的名称を商品名として使用している場合には当該商品名をもって名称の表示がなされているとみなされることとなっていることから、商品名が「JA〇〇の米粉」などの場合には、一括表示部分における名称の表示を省略することも可能です。

※参考：消費者庁ホームページ 食品表示基準 第八条四

(http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150320_kijyun.pdf)

「食品表示基準Q&A（平成27年3月30日付け消食表第140号）」 第2章
加工食品 加工-8 加工251

(http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150331_qa4-kako.pdf)

問2 原材料名欄への米粉の表示について

精米を用いて米粉を製造している場合には「精米」、「白米」、「米」等と、玄米を精米せずにそのまま用いて米粉を製造している場合には「玄米」、「米」等と、その最も一般的な名称を表示することが適当となります。

問3 米粉の原料米の原産地表示について

- 1 平成23年7月1日から、米トレーサビリティ法に基づき、米粉の原料米の産地情報を伝達することが義務付けられています。米粉のほか、米粉調製品や米粉を原料としたもち、だんご及び米菓等も対象となります。なお、米粉パンや米粉麺は対象外となります。
- 2 米粉については、一括表示欄に限らず、包装又は容器の見やすい場所に原料米の産地を記載する等の方法で、産地情報の伝達を行う必要があります。
- 3 具体的には、原料米を仕入れ、自社で米粉を製造する場合には、原材料名欄に、「米（国内産）」、「米（〇〇県産）」などと表示するか、枠外に、「使用した米が〇〇産である」旨を、事実に基づいて表示することとなります。
- 4 また、米粉を仕入れて米トレーサビリティ法の対象品目たる加工品を製造する場合には、原材料名欄に、「米粉（米（国産））」などと記入するか、枠外に、「使用した米粉が〇〇産の米を用いて作られた」旨を、事実に基づいて表示する必要があります。
- 5 その他米トレーサビリティ法の詳細については、米トレーサビリティ法ホームページをご覧ください。
(http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html)
- 6 なお、輸入米を国内で米粉に加工した場合に「国産米粉」と表示するなど、製造地や加工地を単に「〇〇産」と表示することは、国産米を原料として用いていると消費者に誤認を与える恐れがあるため禁止されています。
※参考：消費者庁ホームページ 食品表示基準 第九条六
(http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150320_kijyun.pdf)
「食品表示基準Q&A（平成27年3月30日付け消食表第140号）」 第2章
加工食品 加工－161
(http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150331_qa4-kako.pdf)

問4 原材料名欄への米粉加工品の表示について

- 1 加工食品の原材料は、最終製品の製造業者が使用する状態の原材料を、最も一般的な名称で表示することが基本となっています。
※参考：消費者庁ホームページ 「食品表示基準Q&A（平成27年3月30日付け消食表第140号）」 第2章 加工食品 加工－52
(http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150331_qa4-kako.pdf)
- 2 したがって、米粉加工品の製造業者が仕入れた米粉を使用して加工品を製造している場合には、「うるち米」や「精米」ではなく、「米粉」と表示することとなります。
- 3 また、玄米粉を使用している場合には、「玄米粉」と表示することも可能です。

問5 複合原材料の原材料の表示について

- 1 複合原材料の個々の原材料については、
 - ① 複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5%未満である場合又は、
 - ② 複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合には、当該複合原材料の原材料の表示が省略できるとされています。
また、当該複合原材料の原材料が3種類以上ある場合にあっては、当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高い順が3位以下であって、かつ、当該割合が5%未満である原材料については、「その他」と表示することが可能となっています。
※参考：消費者庁ホームページ 食品表示基準 第三条第一項の表 原材料の項二
(http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150320_kijyun.pdf)
「食品表示基準Q&A（平成27年3月30日付け消食表第140号）」 第2章 加工食品 加工－52 加工－55
(http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150331_qa4-kako.pdf)
- 2 したがって、製造業者が米粉加工品を使用して惣菜などを製造している場合には、「複合原材料の名称（米粉、小麦粉、…）」と表示することが原則となります。
※参考：消費者庁ホームページ 食品表示基準 第三条第一項の表 原材料の項三

(http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150320_kijyun.pdf)

「食品表示基準Q & A (平成27年3月30日付け消食表第140号)」 第2章
加工食品 加工-53 加工-54

(http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150331_qa4-kako.pdf)

- 3 なお、この場合でも、アレルギー物質を含む旨の表示と、添加物表示は省略できません。

問6 小麦由来のグルテン等を使用しているプレミックス類の米粉加工品の「米粉100%」との表示について

- 1 プレミックス類の米粉加工品において、例えば「米粉100%」と強調表示することは、「穀類由来のものとしては米粉のみを使用し、小麦由来のグルテン等を使用していない」と、消費者に誤認されるおそれがあります。
- 2 したがって、小麦由来のグルテン等を使用している場合には、「米粉100%」と強調表示するべきではありません。
- 3 小麦は食品表示法の品質表示基準においてアレルギー表示の対象となりますので、グルテンを使用している場合は、「グルテン(小麦を含む)」との表示は省略できません。
- 4 この表示が省略されたことで、アレルギー症状が発生した事例がありますので特に注意が必要です。

※参考：消費者庁ホームページ

米粉製品による小麦アレルギーに気を付けましょう！！

(<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin1461.pdf>)

問7 「米粉〇〇」、「米粉入り〇〇」の表示について

- 1 米粉を原材料とした加工品について、「米粉〇〇」との名称を用いるか、「米粉入り〇〇」の名称を用いるかについて、原材料に占める重量比などの基準は特にありません。
- 2 他方、消費者の方は、「米粉〇〇」といった名称の商品があれば、米粉が主たる原材料であると理解されていると思います。
- 3 したがって、原材料中の米粉の割合（製品全体の原材料の重量比や生地
の原材料の重量比等）がそれほど高くない製品については、「米粉入り〇〇」や「米粉入り」といった表示に併せ、米粉の含有割合の表示を行う等、消費者に誤認を与えないよう工夫することが適当でしょう。
- 4 なお、原材料に米粉を極めて少量しか使用していない場合に、例えば「米粉〇〇」と表示することは、消費者が主原料は米粉であると認識してしまう場合があるため、景品表示法第4条第1項第1号（優良誤認）に該当して同法上問題となる可能性があります。

※参考：消費者庁ホームページ

株式会社大藤に対する景品表示法に基づく措置命令について
(http://www.caa.go.jp/representation/pdf/101013premiums_1.pdf)

お問い合わせ先：
【米粉全般について】
農林水産省政策統括官付穀物課
新用途米穀推進班
代表：03-3502-8111(内線4239)
ダイヤル：03-3502-7950
FAX：03-6744-2523

【食品表示法について】
消費者庁食品表示企画課
代表：03-3507-8800

【景品表示法について】
消費者庁表示対策課
代表：03-3507-8800